

交通安全

福井県内での交通事故死亡事故が増加しています。死者数は昨年同時期に比べて倍増しており、すでに昨年1年間より多くの人が亡くなっています。

11月には越前町内においても交通事故死亡事故が発生し、2年以上にわたって続いていた「交通事故死亡事故ゼロ」が途切れたところです。また、これからの季節は、飲酒の機会が増えるとともに、積雪や路面の凍結により交通事故が起きやすい状況になり、非常に危険です。

この特集で、これまでの交通事故の発生状況や、交通事故を防ぐために重要なことを紹介し、町民の皆さん一人ひとりが「交通事故」を身近な危険として意識し、「事故一つない町、越前町」を目指してもらいたいと思います。

県内交通事故の特徴

県内では高齢者の交通事故が増えており、全体の約6割、31人の高齢者が交通事故で亡くなっています。また、依然として飲酒運転による事故も多く発生しています。

11月までの交通事故の発生状況は次のとおりです。

●高齢者が当事者となる事故が多発しています。

	交通事故合計	うち高齢者の被害者 (65歳以上)	うち子どもの被害者 (中学生以下)
平成23年	52人(49件)	31人	1人
平成22年	29人(29件)	17人	0人

●歩行中や自転車運転中に車と接触する事故が増えています。

	歩行者	自転車
平成23年	22人(うち高齢者14人)	10人(うち高齢者8人)
平成22年	11人(うち高齢者10人)	4人(うち高齢者3人)

●夜間の事故が増加しています。

	夜間	昼間
平成23年	27件	22件
平成22年	16件	13件

鯖江警察署管内の交通事故状況

鯖江警察署管内においても、今年に入り5件の交通事故が発生しています。いずれも歩行者または自転車と車との接触事故です。

また、5件のうち3件が高齢者が当事者になるもので、夜間に発生しています。

	総事故件数	人身事故	物損事故	死者数
平成23年	2,221件	349件	1,872件	5人
平成22年	2,022件	364件	1,658件	2人

越前町内の交通事故状況

	総事故件数	人身事故	物損事故	死者数
平成23年	298件	34件	264件	1人
平成22年	326件	56件	270件	0人

(11月23日現在 暫定値)

交通事故をなくすために

交通事故は一瞬の気の緩みや少しのマナー違反から発生します。時速50キロで走行している車は、1秒間に14メートル進みます。携帯電話などに2〜3秒でも気をとられていると、自動車は28〜42メートル進み、それからブレーキを踏んでも、停車するまでにさらに32メートル進んでしまいます。ちょっとした不注意が、50メートル、100メートル先の停車した車や歩行者を事故に遭わせてしまいます。事故にあつてから後悔しないように、交通规则と正しい交通マナーを守り、安全に道路を利用しましょう。

みなさんは普段から次のことに注意できているでしょうか？

①ドライバー

①飲酒運転は絶対してはいけません。少しのアルコールでも脳は麻痺状態になり、非常に危険です。さらに、飲酒運転が発覚すれば最高で5年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科せられます。

②運転中の携帯電話の使用は禁止です。携帯電話を使用しながらの運転は前方不注意をまねきます。

また、運転中は通話だけでなく、メールなどすべての携帯電話の使用が禁止されています。

③夜間はハイビーム走行が原則です。夜間に自動車が行き来する・自転車をはねる事故が多発しています。対向車のないときは原則ハイビームで走行することで歩行者などを早く発見することができま。

また、夜間に右から横断してくる歩行者や無灯火の自転車にはライトが届かないため見落としがちです。特に注意して走行しましょう。

④シートベルト・チャイルドシートは必ず着用しましょう。シートベルトを着用しなかった場合の致死率は、着用時の14倍になるとい調査結果も出ています。後部座席も含めてすべての座席でシートベルトを着用しましょう。

⑤日没1時間前にはライトをつけましょう。夕暮れ時の日没1時間前は事故が起きやすい時間帯です。ライトをつけることで、相手の車にも歩行者にも自車の存在をアピールでき、接触事故を防ぐことができます。

⑥積雪、路面の凍結に注意しましょう。冬期間は事故が起きやすい道路状況になります。早めに冬用タイヤを着用し、スロッドドライブに心がけましょう。

歩行者

①夜間は目立つことが大切です。夜間に外出するときは反射材などを利用し、車が発見しやすいような服装を心がけましょう。特にウォーキングをする時は反射材ベストやタスキなどを利用すると有効です。

②横断歩道を利用しましょう。歩行者の交通事故の多くが道路横断中に起こっています。道路を横断する時は横断歩道を利用

し、左右の安全を確認してから横断しましょう。車が来ているときは横断せず、待つゆとりが大切です。

自転車

①次の乗り方は法律により禁止されています。

周囲の危険に対して反応が遅れ、事故の原因となります。

平成23年6月から福井県内では携帯電話を使用したり、イヤホンで大きな音で音楽を聴くなど安全に運転するために必要な音が聞こえない状態で自転車を運転した場合、最高で5万円以下の罰金が科せられるようになりました。

- × 携帯電話・ヘッドホンなどの使用
- × 飲酒運転
- × 2人乗り
- × 並走
- × 無灯火
- × 信号無視
- × 一時不停止

②自転車は左側通行です。

自転車は、原則として車道の左側端を通行しなければなりません。ただし、次の標識がある場合は、歩道を通り歩道を通行できます。

「自転車及び歩行者専用」標識



年末の交通安全県民運動

期間中、県警察本部や交通安全関係団体などの皆さんが県内の交差点などで交通安全啓発活動や街頭指導を行います。

期間：平成23年12月11日(日)から12月20日(火)までの10日間



運転免許自主返納制度

町では高齢者ドライバーによる交通事故の減少を目的とし、運転免許の全部を自主的に返納する満65歳以上の町民を対象に、返納日から10年間、コミュニティバスの無料定期乗車券を交付しています。詳しくは

まちづくり課

☎ 3418714

までお問い合わせください。

